平成２７年（フ）第２２１号
秋田市飯島道東２丁目18番６号
債務者　片岡　睦月
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２３３号
秋田市飯島西袋２丁目17番６号
債務者　齊藤　直人
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９９４号
千葉県市原市ちはら台東９丁目11番地４
メープルスクウェア301
債務者　浅見　寿子（旧姓牧野）
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１１２７号
千葉県船橋市北本町１丁目６番15号　エステートピアＭ＆Ａ205号
債務者　戸田　　円
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１１４４号
千葉市稲毛区作草部１丁目21番１号　作草部県営住宅３棟106号
債務者　宮原千惠子
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３８２号
新潟市中央区鳥屋野４丁目15番22号２
債務者　井上　虎貴
1　決定年月日時　平成28年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４２２号
新潟市東区太平４丁目21番地３　アビタルミネＡ―204号
債務者　仲川　紀幸
1　決定年月日時　平成28年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４３２号
新潟市東区中山７丁目８番６号　サンドリーム202号
債務者　内田　尚博
1　決定年月日時　平成28年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第６７号
長野県伊那市山寺213番地１
債務者　川井　昌樹
1　決定年月日時　平成28年２月３日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２７年（フ）第３６７号
岐阜県羽島市正木町曲利331番地１（サンフラワー正木Ⅱ203号室）
債務者　三谷　真人
1　決定年月日時　平成28年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第３９５号
岐阜県羽島市福寿町間島２丁目96番地（トポフィリア105号室）
債務者　菊池久美子
1　決定年月日時　平成28年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１６号
岐阜市切通６丁目10番３―102号（もりもり荘）
債務者　栗田　満穂
1　決定年月日時　平成28年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第１３７６号
愛知県尾張旭市三郷町中井田110番地
債務者　加藤　勇夫
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１５４６号
名古屋市南区弥次ヱ町３丁目82番地の１　オーキッドマンション笠寺702号、従前の住所愛知県海部郡蟹江町宝１丁目162番地
債務者　藤井　広美
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１５７９号
名古屋市昭和区塩付通７丁目43番地の３
債務者　横井まち子
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３２７号
奈良市芝辻町２丁目９番３号
債務者　竹林　良美
1　決定年月日時　平成28年２月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第３７９号
奈良県生駒郡三郷町立野北１丁目27番３―301号
債務者　齋藤　輝美
1　決定年月日時　平成28年２月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
奈良地方裁判所